

中央防災会議

「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第7回)議事概要について

中央防災会議事務局(内閣府(防災担当))

1. 専門調査会の概要

日時 : 平成15年3月14日(金) 13:30~15:00
場所 : グランドアーク半蔵門 富士西の間
出席者 : 片山座長、秋本、岩倉、大森、岡田、沢田、志方、
平野、廣井、藤井の各委員(五十音順、敬称略)
鴻池防災担当大臣、内閣府山本政策統括官(防災担当)、
内閣府山口官房審議官、消防庁 他

2. 議事概要

「防災情報システム整備の基本方針(案)」について説明を行ない、議論が行われた。各委員から以下のような意見等が出された。

情報を伝達する際に読みやすい文字表記、聞き取りやすい音声など伝達の媒体への配慮が重要である。

従来は主に行政のみが対象であった防災情報の共有の範囲が、国だけでなく地方公共団体や住民等までも対象と考えられるようになってきたことは重要。「誰が」共有するのか、という点を常に考えることが必要。

行政の情報の共有ではハイテクが中心となるが、住民等で情報を共有する場合は声をかけあうなどのローテクも含めて情報共有を行うことになる。コミュニティにおける情報共有をどのように行うかという視点が重要。

政府として行政内部での防災情報の共有化に取り組む場合は、国と地方公共団体が連携して取り組むことが必要。

情報の形式を共通化・標準化することが、防災情報の共有化にあたって最も重要なことである。

平常時の情報共有は、時間的な余裕があるので、じっくり確実に進めればよいが、緊急時の情報共有は限られた時間で情報を共有する工夫が必要。例えばセキュリティの高い情報は、高度な暗号化などがされているが、災害情報の伝達を行う場合は暗号化などは不要ではないか。また緊急時に暗号文と暗号化されていない平文の使い分けなどができるのかということが課題。

被災地上空に官民の多数のヘリコプターが混在する場合など、暗号化情報を用いていることが情報共有の支障とならないかどうか検証が必要。

有事に際して、情報共有の基盤となるGPSにスクランブル（攪乱）がかけられたりした場合にどうするのか。

電子政府化に当たっては情報通信のセキュリティ確保を忘れてはならない。

ITを用いて情報弱者に情報提供を行う場合、技術的に可能であっても、採算性等の社会的な要因によって実施が困難である場合がある。技術的な「可能性」と実施の「可能性」は区別する必要がある。

大規模災害発生時に関しては、情報システムへのITの導入よりも、情報システムを運用する体制の早期立ち上げを整備することが重要。

政府として情報システム整備の基本方針を確立し、戦略的・計画的に実施していくことが必要。

- ・ 詳細な議事録については後日発言者の確認を経たのち、公表の予定。
- ・ 第8回専門調査会は4月25日（金）13：00より、第9回専門調査会は5月30日（金）10：00より開催する予定。
- ・ 配付資料については、審議、検討過程の資料であり、非公表とする。

この件に関する問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
地震・火山対策担当
参事官補佐 宮武 裕昭
主査 松田 純一
Tel 03 - 3501 - 5693